防研セミナー

時代を読み解く

シリーズ㊳

ウクライナ・露紛争への北朝鮮の関与

～派兵等による露支援の国際法上の評価～

今月の講師

永福（えいふく）　誠也（せいや）氏

防衛研究所　理論研究部

政治・法制研究室　主任研究官

1966（昭和41）年生まれ、鹿児島県出身。横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程修了。博士（学術）。2016年から防研。専門は国際法（特に国際刑法、海洋法、武力紛争法）。主な業績に『国際刑事裁判所規程第28条にみる上官責任の考察』（内外出版、14年）、「排他的経済水域での軍事活動」『日本海洋政策学会誌』第９号（19年11月）、「国際刑事裁判所規程中の処罰に関する特則」『防衛法研究』第48号（24年10月）、「偽情報と武力紛争法」『安全保障戦略研究』第５巻第１号（24年12月）など。

国の支援を巡る国際法上の評価

ロシアによるウクライナへの侵略を契機に2022年2月24日から始まった両国間の武力紛争は2月下旬で4年目に入ったが、この武力紛争に関し最近耳目を集めている事案の一つに北朝鮮兵の戦闘参加が挙げられる。

北朝鮮は従来からロシアに対ウクライナ戦用兵器を提供しているようだが、報道等によると、24年11月以来、自国軍兵士を戦闘に参加させている（させていた？）ようである。

もっとも、日本や韓国、さらには米国をはじめとするNATO諸国もウクライナを支援しているが、国際法に照らした場合、北朝鮮によるロシア支援と日本などによるウクライナ支援の評価は同じであろうか。

戦争の違法化と武力不行使原則

第1次世界大戦前、すなわち、戦争が国際法上「合法」とされた時代、ある国が別の国に開戦宣言を行い両国間が戦争状態に入ると、当該戦争に関し、戦時国際法という分野の国際法が適用された。

戦時国際法は、戦闘方法等について交戦国間の行為を規律する「交戦法規」と交戦国と中立国間の関係を規律する「中立法規」からなり、中立法規上、▽避止（交戦国に軍事的支援や便宜を与えないこと）、▽防止（中立国領域が交戦国に戦争目的で利用されないようにすること）、▽黙認（戦時国際法で認められる交戦国の行為による中立国やその国民の損害を甘受すること）――が中立国の義務とされた。

このような義務、特に、避止義務や防止義務の背景には、戦争を行うことは国家の自由であり、戦争に訴えることが正当か否かは国際法上問題とされず、それゆえ戦争に訴えた国も訴えられた国も交戦国としては平等であり、中立国は交戦国双方に公平な立場をとらねばならないという原理が国際法に取り入れられ、第1次世界大戦前までの国際社会を規律していたという事情があった。

したがって、第1次世界大戦前の国際法の下では、中立国が交戦国に対し軍事的支援や便宜を与えても、中立義務違反として責任追及を受けることとどまり、国際違法行為への加担を理由に責任追及されることは理論上基本的になかった。

しかしながら、第1次世界大戦後になると、当該戦争の惨禍を踏まえ、1928年の不戦条約定立などにより戦争の違法化が進められ、さらに第2次世界大戦の惨禍を踏まえ、それは安全保障理事会の決議による場合と自衛権の行使の場合を例外として「武力行使を禁止する」という国際連合憲章下での武力不行使原則として強化された。

そして、1970年の友好関係原則宣言（国連総会決議25／2625）では、武力不行使が国際法の原則の一つとして明示されるに至った。このように、現代国際法では戦争の違法・武力不行使が基本原則となっている。

よって、現代国際法の下では、国家間で武力紛争が生起した場合、安保理決議または自衛権のいずれにも基づかず武力を行使した側の国は、理論上、当該武力行使に関し国際違法行為として責任を追及され得る。

それゆえ、他国の当該武力行使に関して軍事的支援や便宜を与えた国は、理論上、国際違法行為への加担として共犯的な責任を、また、支援内容によっては共同正犯的な責任を追及され得る。ただし、武力行使（戦闘）による惨禍局限の観点から、交戦法規それ自体とその交戦者への平等適用の原則は、現在も基本的に維持されている。

他方、戦争の違法・武力不行使原則の確立は中立法規に影響を与えなかったのだろうか。この点に関する明示の実定国際法規則は無いが、学説上、現代国際法の下では、違法な武力行使に訴えた国は、もはや第三国に対し中立義務の順守を要求し得ず、第三国は違法な武力行使に訴えた国と被害国とを区別して不公平な措置をとることが可能であり、違法な武力行使に訴えた国はそのような不公平な措置を違法と非難することはできないとする説が有力である。当該趣旨を示したものとして、例えば1934年の国際法協会「ブダペスト解釈決議」がある。

北朝鮮に対する法的責任の追及

2022年以来のウクライナに対するロシアの武力行使は安保理決議に基づくものではなく、自衛権にも基づくものとも説明し得ない。また、ロシアの侵略を非難する決議は国連安保理ではロシアの拒否権行使により否決されたが、国連総会では193加盟国中、141カ国の賛成で（侵略を遺憾とする）決議が可決された。よって、ロシアの当該武力行使は明確に国際法違反と言い得る。

それゆえ、北朝鮮が兵器提供によりロシアの当該武力行使を支援していることは、国際違法行為の幇（ほう）助であり、国際法上（共犯的）違法と解される。

また、自国兵員を派遣して戦闘に参加させていることは、実質的に違法な武力行使をロシアと共同実行していることになり、国際法上（共同正犯的）違法と解される。したがって、ウクライナは北朝鮮に対し、当該関与に係る国際法上の責任追及が可能と解される。

他方、上述の学説に照らせば、日本などによるウクライナへの支援は国際法上合法であり、それゆえロシアはこれを中立義務違反として非難できず、中立義務順守要求として当該支援中止を日本などに求める権利もないと解される。

このように、ウクライナ・ロシア紛争への他国の関与は対象国や関与形態により国際法上の評価が異なり得るため、当該紛争を分析検討する際は、この点に留意する必要があるだろう。

テーマをさらに深掘り

「防研セミナーブリーフィング」

執筆者の永福主任研究官が今回のテーマをさらに深掘りして解説し、防衛省職員と突っ込んだ議論を行う「防研セミナーブリーフィング」が３月14日（金）午後３時～４時まで、市ヶ谷のＦ１棟６階「国際会議場」で開かれます。参加者・聴講者は隊員に限定します。ご興味ある方は奮ってご参加ください。▽問い合わせ＝防研企画調整課03―3268―3111（内線29177）まで。